

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年8月29日(2013.8.29)

【公開番号】特開2012-236113(P2012-236113A)

【公開日】平成24年12月6日(2012.12.6)

【年通号数】公開・登録公報2012-051

【出願番号】特願2012-201851(P2012-201851)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

A 6 3 F 7/02 3 2 7 A

A 6 3 F 7/02 3 2 4 B

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月21日(2013.6.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

縦長矩形状に形成された外枠と、

前記外枠の前面の一側に軸支されて開閉自在に設けられた本体枠と、

前記本体枠に収容され、遊技球が流下可能な遊技領域を有する遊技演出ユニットと、を備え、

前記本体枠は、前記一対の縦板のそれぞれ内壁に近接した設けられる一対の本体枠側壁部、前記一対の横板のうち上側の横板の内壁に近接して設けられる本体枠上壁部、並びに、前記本体枠側壁部および前記本体枠上壁部の後端に形成される後壁部を有すると共に、遊技機が設置される遊技島から供給される遊技球を貯留可能な賞球タンクと、

前記賞球タンクに貯留された遊技球を誘導する案内通路を形成する案内通路ユニットと

、前記案内通路によって誘導された遊技球を前記皿ユニットに払い出す払出装置と、を備え、

前記案内通路ユニットは、装着時に後壁部に向かう方向に伸びる通路壁を備えており、前記案内通路ユニットが前記後壁部に取り付けられることにより、前記通路壁、及び前記後壁部によって前記案内通路を形成する

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 3】

この種の遊技機においては、本体枠の背面に、遊技機が設置される遊技島から供給される遊技球を貯留する賞球タンクや、賞球タンクに貯留された遊技球を誘導する案内通路を形成する案内通路ユニット、案内通路によって誘導された遊技球を皿ユニットに払い出す払出装置等を備え、遊技者の遊技において入賞した際に、払出装置によって賞球タン

クから遊技球が払い出されることが一般的である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

ところで、本体枠には、遊技演出制御ユニットを収納するために遊技演出ユニット設置凹部が設けられているが、従来の賞球タンクや案内通路ユニット、払出装置においては、それらを取り付けることによって、本体枠内に収納される遊技演出ユニット設置凹部の奥行き方向の幅が圧迫され、遊技演出制御ユニットの収納取り付けに支障が出るおそれがあった。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明は、上述した課題を解決するためになされたものであり、遊技演出制御ユニットの収納取り付けに支障を生じさせることなく、賞球の案内通路を形成することを目的とする。